

株主各位

大阪府吹田市江坂町一丁目23番28-701号
(本部 愛知県稲沢市祖父江町島本堤外1番地)

日邦産業株式会社

代表取締役
社長 大塚 眞 治

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討くださいます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月26日午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年6月29日(月曜日)午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄五丁目27番12号 富士火災名古屋ビル8階第1会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第58期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、招集通知添付書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する
必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nip.co.jp/ir/>)に
掲載いたしますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(自 平成20年4月 1日)
(至 平成21年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期までは、概ね好調に推移しておりました。ところが、平成20年9月に発生した米国発の金融危機が、その後瞬く間に世界の实体经济に波及し、日米欧の先進国はもとより、新興国なども巻き込んだ世界同時不況にまで発展しました。加えて、為替が急激かつ大幅な円高となり、グローバルに事業を展開する当社グループにとって、大変厳しい経営環境となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は 36,506 百万円(前連結会計年度比 15.1%減)、営業利益は 166 百万円(同 88.7%減)、経常損失は 228 百万円、当期純損失は 1,612 百万円となりました。

部門別概況

部門別の売上概況は、次のとおりであります。

産業資材関連事業部門

国内において下半期より新規連結子会社が増加したもののIT(情報関連)機器用のプリント配線板素材、自動車関連向けの金属加工部品等の需要が低迷し、海外において期初より情報機器部品向けのフレキシブルプリント配線板加工の受注が激減したことにより、前期実績を下回ることとなりました。

この結果、当部門の売上高は 23,099 百万円(同 20.3%減)となりました。

プラスチック成形品関連事業部門

国内において特殊技術成形を中心とした自動車関連部品及び金型の受注が下半期より激減したことにより、前期実績を下回ることとなりました。

この結果、当部門の売上高は 12,060 百万円(同 7.0%減)となりました。

その他事業部門

R F I D関連商品を中心に事業展開したことにより、前期実績を上回ることとなりました。

この結果、当部門の売上高は 1,715 百万円(前期比 5.7%増)となりました。

<部門別売上高>

事業区分	売上高	構成比	前期比
産業資材関連事業部門	23,099 百万円	63.3%	△20.3%
プラスチック成形品関連事業部門	12,060 百万円	33.0%	△7.0%
その他事業部門	1,715 百万円	4.7%	5.7%
消去又は全社	△367 百万円	△1.0%	△34.3%
合計	36,506 百万円	100.0%	△15.1%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,138百万円であります。その内訳は、有形固定資産であり、主なものは顧客ニーズへの対応を目的に生産設備の増強としてプラスチック射出成形機・附帯設備、金型に対し投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においての所要資金は、金融機関からの借入れにより1,957百万円及び第8回無担保社債500百万円を発行することにより調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、「生産型から開発型へ」「ますますのグローバル化へ」「先行投資型へ」等々ますます変化して行くことが考えられます。

中期経営戦略を達成するために、その環境へ対応できる企業体質の改革・人材育成が急務であります。各機能ビジョンに加え、事業構造ビジョン・企業文化ビジョン並びに社員像の確立を通し、これらの課題に積極的にチャレンジし、解決してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 55 期 (平成 17 年度)	第 56 期 (平成 18 年度)	第 57 期 (平成 19 年度)	第 58 期 (平成 20 年度)
売 上 高	37,381 百万円	40,419 百万円	43,023 百万円	36,506 百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	1,175 百万円	1,577 百万円	1,351 百万円	△228 百万円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	1,378 百万円	1,377 百万円	1,115 百万円	△1,612 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	184 円42銭	166 円68銭	123 円58銭	△181 円42銭
総 資 産	20,516 百万円	21,332 百万円	20,939 百万円	18,297 百万円
純 資 産	8,363 百万円	9,794 百万円	10,699 百万円	7,774 百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2. 純資産額の算定にあたり、第56期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

② 当社の財産及び損益の推移の状況

区 分	第 55 期 (平成 17 年度)	第 56 期 (平成 18 年度)	第 57 期 (平成 19 年度)	第 58 期 (平成 20 年度)
売 上 高	29,659 百万円	30,623 百万円	32,335 百万円	27,273 百万円
経 常 利 益	818 百万円	824 百万円	717 百万円	1 百万円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	1,128 百万円	699 百万円	797 百万円	△1,592 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	150 円97銭	84 円67銭	88 円38銭	△179 円22銭
総 資 産	17,819 百万円	17,653 百万円	16,419 百万円	14,608 百万円
純 資 産	7,743 百万円	8,225 百万円	8,523 百万円	6,703 百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2. 純資産額の算定にあたり、第56期事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NHメカトロニクス株式会社	千円 50,000	% 100.00	合成樹脂成形品・金型の製造・販売 合成樹脂材料再生加工
NIメカトロニクス株式会社 (注1)	千円 50,000	% 100.00	大型プラスチック成形 部品の製造
株式会社京都映工社 (注2,4)	千円 5,000	% 100.00	治工具・カム設計製作
株式会社エイコーカム (注2,4)	千円 10,000	% 100.00	同上
株式会社岸田製作所 (注3,5)	千円 15,000	% 100.00	機械部品の製造・販売
株式会社沖縄岸田製作所 (注3,5)	千円 9,500	% 100.00	同上
Global Metal Tech Corp. (注3,5)	千円 8,537	% 100.00	同上
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND)CO.,LTD. (注6)	千パーツ 250,000	% 95.97	合成樹脂成形品の製造・販売 産業資材等の卸売販売
NK MECHATRONICS CO.,LTD. (注6)	千パーツ 150,000	—	合成樹脂成形品の 製造・販売
NIPPO C&D CO.,LTD. (注6)	千パーツ 30,000	—	フレキシブルプリント 配線板の加工
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. (注6)	千リンギット 6,000	—	合成樹脂成形品の 製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM)CO.,LTD. (注6)	千米ドル 3,000	—	同上
NIPPO (HONG KONG) LTD.	千香港ドル 4,000	% 100.00	産業資材の卸売販売 合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO (SHANG HAI) LTD.	千人民元 4,138	% 100.00	産業資材の卸売販売 合成樹脂成形品の販売

- (注1) NIメカトロニクス株式会社を新設したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
- (注2) 株式会社エイコーカムは、当社の子会社である株式会社京都映工社が議決権比率の100.00%を所有する子会社であります。
- (注3) 株式会社沖縄岸田製作所及びGlobal Metal Tech Corp.は、当社の子会社である株式会社岸田製作所が議決権比率の100.00%を所有する子会社であります。
- (注4) 株式会社京都映工社の全株式を取得したことにより、当連結会計年度より株式会社京都映工社及びその子会社株式会社エイコーカムを連結の範囲に含めております。
- (注5) 株式会社岸田製作所の全株式を取得したことにより、当連結会計年度より株式会社岸田製作所及びその子会社株式会社沖縄岸田製作所並びにGlobal Metal Tech Corp.を連結の範囲に含めております。
- (注6) NK MECHATRONICS CO.,LTD.、NIPPO MECHATRONICS (M) SDN.BHD.、NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.及びNIPPO C&D CO.,LTD.は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.が議決権比率の100.00%を所有する子会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	品 目	主 要 製 商 品
産業 資材 関連 事業	電 気 ・ 電 子 材 料	ワニス、半導体用封止材、プリント基板用銅張積層版
	電 気 ・ 電 子 部 品	セラミックス電子部品、プリント基板、磁性材部品
	工 業 材 料	成形材料、各種特殊フィルム、金属素材
	工 業 部 品	カーボン、セラミックス、焼結部品
	プ ラ ス チ ッ ク 部 品	ポリイミドパーツ、特殊プラスチック加工部品等
プ ラ ス チ ッ ク 成 形 品 関 連 事 業	プ ラ ス チ ッ ク 成 形 品	自動車用エンブレパーツ、OA機器用エンブレパーツ、AV機器用エンブレパーツ、カメラ用エンブレパーツ、精密機器用エンブレパーツ
	プラスチック成形組立部品	DVD用ローディングメカ、カーエアコン用エンブレパーツ、プリンター用機構部品等
	そ の 他	熱可塑性プラスチック射出成形用金型、技術援助料収入等
そ の 他 事 業	コ ン ポ ジ ッ ト 商 品	トラック用導風板、トラック用ツールボックス、FRPコンポジット材料
	R F I D 関 連 商 品	ICカード、ICタグ、アパレルカード
	そ の 他 商 品	半導体製造監視システム(RIS e-Sys t e m)、超音波洗浄機等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大阪府吹田市	関 西 支 店	大阪府吹田市
本 部	愛知県名古屋市	北 陸 営 業 所	石川県金沢市
東 京 支 店 東 北 営 業 所	東京都千代田区	姫 路 営 業 所	兵庫県姫路市
	宮城県仙台市	九 州 営 業 所	福岡県福岡市
中 部 支 店 浜 松 営 業 所	愛知県名古屋市	稲 沢 事 業 所	愛知県稲沢市
	静岡県浜松市	台 北 支 店	台 北 市
		シンガポール支店	シンガポール市

(注) 急激な事業環境の悪化に対処するため事業所の統廃合を行いました。

業務開始日:平成21年5月7日

変 更 前		変 更 後	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 部	愛知県名古屋市	本 部	愛知県稲沢市
中 部 支 店	愛知県名古屋市	稲 沢 事 業 所	愛知県稲沢市
浜 松 営 業 所	静岡県浜松市	磐 田 事 業 所	静岡県磐田市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 (前連結会計年度末比増減)
2,495名 (252名減)

(注) 従業員数は嘱託及びパート (280名) は除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数 (前期末比増減)	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
257名 (6名増)	35歳0ヶ月	9年10ヶ月

(注) 1. 子会社への出向者 (33名) を除いて表示しております。

2. 従業員数は嘱託及びパート (66名) は除いております。

(10) 主要な借入先

当社の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,094百万円
株式会社三井住友銀行	974百万円
株式会社愛知銀行	590百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 9,127,338 株 (うち自己株式239,778株)
- (3) 株主数 1,614 名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日邦産業社員持株会	573 ^{千株}	6.45%
竹田和平	348	3.92
株式会社三井住友銀行	274	3.08
ピー・エイチ・フォー・ファイナンス・ローグ・イン・ストック・ファンド	250	2.81
田中貞子	244	2.75
日立化成工業株式会社	242	2.72
水野純雄	236	2.66
ノーザン・トラスト・カンパニー・エイブイエフシー・リ ノーザン・トラスト・ガンジー・ノン・トリートイー・クライアーツ	235	2.65
株式会社三菱東京UFJ銀行	216	2.44
田中喜佐夫	195	2.20

(注) 出資比率は自己株式 (239,778 株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	第1回(あ)新株予約権
保有人数 当社取締役(社外取締役を除く) 当社社外取締役 当社監査役	4名 1名 4名のうち3名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	取締役 45,000株 社外取締役 3,000株 監査役 7,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり20,600円 (株式1株当たり206円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり99,200円 (1株当たり992円)
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日から平成23年10月31日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、業務執行役員もしくは監査役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ及びその他一切の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
有利な条件の内容	該当事項はない。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位 (担 当)	氏 名	他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 等
代表取締役社長	大 塚 眞 治	
常 務 取 締 役 (生産開発部門管掌)	白 崎 秋 雄	
常 務 取 締 役 (企画管理部門管掌)	笹 倉 健 一 郎	
取 締 役 (営業部門管掌)	長 田 旬 平	
取 締 役	田 中 喜 佐 夫	株式会社レイホー製作所 代表取締役 社長
常 勤 監 査 役	武 居 達 治	株式会社岸田製作所 監査役
監 査 役	寺 澤 弘	寺澤綜合法律事務所 所長 名糖産業株式会社 監査役
監 査 役	山 浦 和 之	山浦法律事務所 所長
監 査 役	石 川 譲 史	日立化成商事株式会社 取締役副社長

- (注) 1. 取締役 田中喜佐夫は、社外取締役であります。
2. 監査役 武居達治、寺澤弘、山浦和之、及び石川譲史は、いずれも社外監査役であります。
3. 株式会社岸田製作所は、当社の子会社であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 5名 139,753 千円 (うち社外 1名 3,715 千円)

監査役 4名 23,524 千円 (うち社外 4名 23,524 千円)

(注) 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 田中 喜佐夫

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社レイホー製作所代表取締役社長であり、株式会社レイホー製作所と当社との間に特別の利害関係はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会 12 回の全て、また、当社の重要会議である当事業年度開催の経営協議会 12 回のうち 8 回及び当事業年度開催の拡大経営協議会 1 回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第 426 条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第 25 条の 2)があり、当社は当該取締役との間で会社法第 427 条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

② 監査役 武居 達治

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社岸田製作所監査役であり、同社は当社の連結子会社であります。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会 12 回の全て、当事業年度開催の監査役会 12 回の全て、また、当社の重要会議である当事業年度開催の経営戦略会議 16 回のうち 15 回、当事業年度開催の経営協議会 12 回の全て及び拡大経営協議会 1 回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第34条の2)があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

③ 監査役 寺澤 弘

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

寺澤綜合法律事務所所長であり、寺澤綜合法律事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

名糖産業株式会社監査役であり、名糖産業株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回の全て、当事業年度開催の監査役会12回の全て、また、当社の重要会議である当事業年度開催の拡大経営協議会1回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第34条の2)があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

④ 監査役 山浦 和之

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

山浦法律事務所所長であり、山浦法律事務所と当社との間に顧問弁護士契約を締結しております。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会 12 回の全て、当事業年度開催の監査役会 12 回の全て、また、当社の重要会議である当事業年度開催の拡大経営協議会 1 回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第 426 条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第 34 条の 2)があり、当社は当該監査役との間で会社法第 427 条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

⑤ 監査役 石川 譲史

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

日立化成商事株式会社取締役副社長であり、日立化成商事株式会社と当社との間に産業資材の売買取引及びリース取引があります。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 6 回、当事業年度開催の監査役会 12 回のうち 6 回、また、拡大経営協議会 1 回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の締結

当社には会社法第426条に基づく取締役等の責任免除に関する定め(定款第34条の2)があり、当社は当該監査役との間で会社法第427条に定める賠償責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 会計監査人報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 40百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態、その他会計監査人が継続してその職責を全うするうえでの重大な疑義を抱く事象等が発生した場合には、監査役会の同意を得て又はその請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役、業務執行役員及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに関する基本的方針として「コンプライアンス宣言」及び「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範を「コンプライアンス規程」として制定した。

イ. 取締役会は、各取締役の職務執行を監督し、取締役は業務執行役員及び使用人の業務執行を監督する。監査役は、取締役の職務執行を監査する。

ウ. コンプライアンス推進体制の構築、コンプライアンス研修の実施、社内通報制度、内部監査等を通じて、コンプライアンスの推進、徹底を図る。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 法令、社内諸規定に従い、議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供すべきものは速やかに開示する。

イ. 企業秘密情報については管理責任者を置き、同情報の漏洩、内・外部からのアクセスを防止する。

ウ. 社内規定により、個人情報の保護に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 経営戦略会議の下に「内部統制委員会」を設置し、内部統制システムを構築、運用するとともに、リスク管理を行なう。同委員会委員長には社長が当たる。

イ. リスク管理の基本規程として「リスク管理基本規程」を制定する。それに伴い、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、速やかな回復を図る。

④ 取締役、業務執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

ア. 経営戦略、中長期計画、その他重要課題等の審議決定は、常勤取締役と常勤監査役から成る「経営戦略会議」で行なう。開催頻度は毎月1回以上とする。

イ. 事業本部制への移行により、業務執行役員の業務責任を明確にし、各事業本部の業務執行については、業務執行役員が事業本部長としてこれを行なう。

ウ. 常勤取締役は「経営協議会」に出席し、全取締役は「拡大経営協議会」に出席し、業務執行役員等使用人の業務執行状況を監督する。開催頻度は「経営協議会」は毎月1回、「拡大経営協議会」は半年に1回とする。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 経営企画部内に連結対象となる関係会社の管理担当者を置き、社内規定に基づき、関係会社を管理する。

イ. 関係会社には当社の役職員が取締役として就任し、業務遂行を指揮監督する。

ウ. 当社の内部監査室により関係会社の監査を行なう。

⑥ 監査役の職務を補助する使用人について

監査役の職務を補助するための使用人は当面置かないものの、監査役が補助使用人を必要とするときには、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。

- ⑦ 取締役、業務執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役会には全監査役が出席し、経営戦略会議、経営協議会等当社の重要会議には常勤監査役が出席し、取締役の職務執行状況につき報告を受ける。
 - イ. 社内通報制度による通報情報は、速やかに監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ア. 内部監査室は、監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査役監査の参考に資する。
 - イ. 監査役監査の有効性を確保するため、取締役、業務執行役員及び社員から監査役への報告に関する社内規定を整備する。

(2) 内部統制構築の基本的計画及び方針

- ① 適正な財務報告を実現するために構築すべき内部統制の方針・原則、範囲及び水準
- ア. 方針・原則

当社は、内部統制の構築にあたり、当社の経営理念である「会社の繁栄と社員の幸福の増進」「社会の恩恵に報いること」を念頭に置き、「会社法」「金融商品取引法」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」の趣旨に基づき、正確にして適切に対応する。

特に適正な連結財務報告を迅速に作成するため、本社経理部や業務部等担当部の業務プロセス上の障害に対して統制するのみならず、経営、営業等の他、海外関係会社も含めた全社的な内部統制を構築する。またこれら統制策の検討及び選択に当たっては、内部統制の6つの基本的要素を十分且つバランス良く満たすことに配慮する。

イ. 範囲及び水準

- a 財務諸表の勘定科目
- b 事業所
- c 有価証券報告書項目
- d 主要な業務プロセス

② 内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者及び全社的な管理体制

- a 内部統制委員会（委員長：社長、委員：常勤取締役及び常勤監査役）
内部統制システム構築に係る決定機関
- b 内部統制構築プロジェクト（統括責任者：管理本部長）
内部統制委員会の指示を受け、内部統制システム構築の企画、運営、
評価等を行なう機関

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する配当を重要政策のひとつとして位置づけており、業績に連動した配当を基本としつつ、併せて配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

また、当社は期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

こうした方針のもと、平成19年3月期（平成18年度）より1株につき5円増配の20円の配当を二期続けてまいりましたが、大変厳しい決算内容となりましたため、誠に遺憾ながら前期に比べ10円減配の10円を予定しております。また、次期につきましては、引き続き厳しい経営環境が見込まれますが、安定配当に努めるべく1株当たりの配当金は、10円を予定しております。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の株式は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成 21 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	10,485,466	流 動 負 債	7,853,194
現金及び預金	4,021,684	支払手形及び買掛金	3,933,680
受取手形及び売掛金	4,939,213	短期借入金	1,766,350
たな卸資産	1,240,898	1年内返済予定の長期借入金	817,004
繰延税金資産	338	1年内償還予定の社債	150,000
未収入金	150,238	未払法人税等	49,231
その他	201,059	繰延税金負債	442
貸倒引当金	△67,965	賞与引当金	146,360
		その他	990,125
固 定 資 産	7,812,130	固 定 負 債	2,669,428
有 形 固 定 資 産	5,535,090	社 債	590,000
建物及び構築物	2,966,888	長期借入金	1,310,086
機械装置及び運搬具	1,694,362	繰延税金負債	56,659
工具、器具及び備品	295,705	再評価に係る繰延税金負債	5,300
土地	532,426	退職給付引当金	598,047
建設仮勘定	45,707	役員退職慰労引当金	33,224
無 形 固 定 資 産	352,917	環境対策引当金	15,300
投資その他の資産	1,924,122	その他	60,810
投資有価証券	685,930	負 債 合 計	10,522,623
繰延税金資産	15,383	(純資産の部)	
その他	1,274,272	株 主 資 本	8,414,388
貸倒引当金	△51,463	資 本 金	3,137,754
		資 本 剩 余 金	2,343,068
		利 益 剩 余 金	3,088,644
		自 己 株 式	△155,078
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△799,148
		その他有価証券評価差額金	75,271
		土地再評価差額金	6,789
		為替換算調整勘定	△881,209
		新 株 予 約 権	30,234
		少 数 株 主 持 分	129,499
		純 資 産 合 計	7,774,974
資 産 合 計	18,297,597	負 債 純 資 産 合 計	18,297,597

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成20年4月 1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		36,506,938
売 上 原 価		31,929,534
売 上 総 利 益		4,577,403
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,410,986
営 業 利 益		166,417
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	44,080	
仕 入 割 引	46,420	
そ の 他	145,018	235,519
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	150,124	
為 替 差 損	442,626	
そ の 他	37,624	630,375
経 常 損 失 (△)		△228,439
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	23,536	
新 株 予 約 権 戻 入 益	296	23,833
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	15,936	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,121	
の れ ん 償 却 額	653,692	
事 業 構 造 改 善 費 用	55,741	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	38,523	
そ の 他	10,006	799,021
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,003,626
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		85,269
法 人 税 等 調 整 額		524,466
少 数 株 主 損 失 (△)		△989
当 期 純 損 失 (△)		△1,612,372

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	3,137,754	2,343,068	4,878,824	△154,995	10,204,650
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△177,754		△177,754
当期純損失(△)			△1,612,372		△1,612,372
自己株式の取得				△82	△82
土地再評価差額金の取崩			△51		△51
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,790,179	△82	△1,790,261
平成21年3月31日残高	3,137,754	2,343,068	3,088,644	△155,078	8,414,388

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成20年3月31日残高	141,907	6,737	169,274	317,920	18,137	159,003	10,699,711
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△177,754
当期純損失(△)							△1,612,372
自己株式の取得							△82
土地再評価差額金の取崩							△51
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△66,636	51	△1,050,484	△1,117,069	12,097	△29,503	△1,134,475
連結会計年度中の変動額合計	△66,636	51	△1,050,484	△1,117,069	12,097	△29,503	△2,924,737
平成21年3月31日残高	75,271	6,789	△881,209	△799,148	30,234	129,499	7,774,974

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結注記表)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………14社

NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.

NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD.

NK MECHATRONICS CO.,LTD.

NIPPO C&D CO.,LTD.

NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.

NIPPO (HONG KONG) LTD.

NIPPO (SHANG HAI) LTD.

NH メカトロニクス株式会社

株式会社京都映工社

株式会社エイコーカム

株式会社岸田製作所

株式会社沖縄岸田製作所

Global Metal Tech Corp.

NI メカトロニクス株式会社

非連結子会社……………1社

エヌティスクウェア株式会社

上記非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

(連結の範囲の変更)

株式会社京都映工社の全株式を取得したことにより、当連結会計年度より株式会社京都映工社及びその子会社株式会社エイコーカムを連結の範囲に含めております。

株式会社岸田製作所の全株式を取得したことにより、当連結会計年度より株式会社岸田製作所及びその子会社株式会社沖縄岸田製作所並びにGlobal Metal Tech Corp.を連結の範囲に含めております。

また、NI メカトロニクス株式会社を新設したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社1社は当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないため、持分法は適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致し、在外連結子会社の事業年度末日は、12月末日となっております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価額は全額純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブ…時価法

③ た な 卸 資 産

商 品…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし、一部の在外連結子会社は、先入先出法による原価法）

製 品 ・ 仕 掛 品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし、一部の在外連結子会社は、総平均法による低価法）

原 材 料…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし、一部の在外連結子会社は、先入先出法による原価法又は総平均法による低価法）

（会計処理の変更）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を当連結会計年度から適用しております。

商品・原材料の評価基準については移動平均法による原価法から移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし一部の在外連結子会社は先入先出法による原価法を適用）、製品・仕掛品の評価基準については総平均法による原価法から総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし一部の在外連結子会社は総平均法による低価法

を適用)に変更しております。

この結果、当連結会計年度における損益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)…当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法）。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無固定資産

(リース資産を除く)…ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費…支出時に全額を費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…一部の在外連結子会社を除き、従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

役員退職慰労引当金…役員及び業務執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

環境対策引当金…保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、合理的に見積もることが出来る費用について、今後発生が見込まれる額を計上しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「PCB処理引当金」として掲記されていたものは、EDINETへのXBRL導入に伴い当連結会計年度より「環境対策引当金」へ科目名称を変更しております。

(5)ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(6)消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(7)のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては発生時に全額償却しております。

(8)会計処理の変更

①「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この結果、当連結会計年度における損益に与える影響は軽微であります。

② 「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する当連結会計年度からこれらの会計基準を適用し、通常の売買取引に係る会計処理に変更し、有形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法を採用しております。

この結果、当連結会計年度における損益に与える影響はありません。

また、リース取引開始日が適用初年度開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額を取得価格として取得したものととしてリース資産を計上する方法によっております。

③ 在外子会社の収益及び費用の換算方法の変更

在外子会社の収益及び費用については、従来決算日の直物為替相場により換算しておりましたが、当連結会計年度より、期中平均相場により換算する方法に変更いたしました。この変更は、在外子会社の重要性が増したことに加え、決算毎に直物為替相場に著しい変動が生じた場合でも、期間損益をより適切に反映するために行ったものであります。

この結果、当連結会計年度における損益に与える影響は軽微であります。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及び担保提供資産に対応する債務

① 担保提供資産

定期預金	62,856千円
土地	4,930千円
投資有価証券	287,002千円
計	354,790千円

② 担保提供資産に対応する債務

支払手形及び買掛金	310,000千円
短期借入金	705,886千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	934,560千円
計	1,950,446千円

2. 有価固定資産の減価償却累計額 7,192,298千円

3. たな卸資産

商品及び製品	872,028千円
仕掛品	153,519千円
原材料	215,351千円
計	1,240,898千円

4. のれん

固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載しております。

なお、相殺前の金額は次のとおりであります。

のれん	161,088千円
負ののれん	△10,009千円
差引	151,079千円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日
 再評価を行った土地の期末に
 おける時価と再評価後の帳簿 490 千円
 価額との差額

Ⅲ. 連結損益計算書関係

1. のれん償却額(特別損失)

「連結財務諸表における資本連結手続きに関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成 19 年 3 月 29 日会計制度委員会報告第 7 号)第 32 項の規定に基づき、連結子会社株式の減損処理に伴って、のれんを一括償却したものであります。

2. 事業構造改善費用(特別損失)

急激な事業環境の悪化に対処するための組織・事業所の統廃合費用であります。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,127,338 株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	177,754 千円	20.00 円	平成20年3月31日	平成20年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の通り決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	88,875 千円	10.00 円	平成21年3月31日	平成21年6月30日

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	856円84銭
1株当たり当期純損失(△)	△181円42銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

VI. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式会社沖縄岸田製作所による株式会社岸田製作所の吸収合併及び商号変更

(1) 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業	株式会社沖縄岸田製作所 機械器具類の部品の製作販売
被結合企業	株式会社岸田製作所 機械器具類の部品の製作販売

② 企業結合の期日

平成21年4月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社沖縄岸田製作所を存続会社、株式会社岸田製作所を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社岸田製作所

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

株式会社岸田製作所及び株式会社沖縄岸田製作所は、金属加工技術者の集団として各種機械部品の製造・販売を行ってまいりました。近年においては半導体業界向け精密研磨用治具を開発し、半導体関連素材の研磨用各種キャリアの製造・販売を中心に行ってまいりました。

当社としては、緊密な一体経営を図り、グループ戦略とリンクした販売・開発戦略を目指し、両社を合併いたしました。

なお、合併当事会社はいずれも当社の完全子会社であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併により発行する新株式はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4. 共通支配下の取引等の会計処理(1) 共通支配下の取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。

2. NIメカトロニクス株式会社によるNHメカトロニクス株式会社の吸収合併及び商号変更

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業	NIメカトロニクス株式会社 樹脂精密部品の製造販売
被結合企業	NHメカトロニクス株式会社 樹脂精密部品の製造販売

② 企業結合の期日

平成21年4月1日

③ 企業結合の法的形式

NIメカトロニクス株式会社を存続会社、NHメカトロニクス株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

NTメカトロニクス株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

NHメカトロニクス株式会社は自動車・家電・住宅設備向けの樹脂加工品、特に小物成形品を中心に製造活動を行ってまいりました。

一方、NIメカトロニクス株式会社は、平成20年8月29日に名古屋地方裁判所に対して民事再生手続きの申立を行いました三協化学工業株式会社との間で、平成20年10月15日付けで事業譲渡契約を締結し、当該事業の譲受のために設立された会社であり、平成20年11月7日に名古屋地方裁判所より事業譲渡の許可を受けたことに伴い、平成20年12月1日付けをもって、譲受代金2億8千5百万円にて事業譲受を実行し、営業を開始しております。特に、大物成形品、外装品、モジュール品を得意としております。

当社としては、成形品事業の更なる拡大を目指して、小物から大物に至るまで、内外装を問わず、設計、組立及び加飾(塗装、鍍金、蒸着、印刷等)を含め、成形メーカーとしてお客様への総合提案と付加価値サービスの提供を実現するため、両社を合併し、合併を期に商号をNTメカトロニクス株式会社に変更いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4. 共通支配下の取引等の会計処理(1)共通支配下の取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。

3. 株式会社京都映工社による株式会社エイコーカムの吸収合併

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業	株式会社京都映工社 各種冶工具・カム設計製作
被結合企業	株式会社エイコーカム 各種冶工具・カム設計製作

② 企業結合の期日

平成 21 年 4 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

株式会社京都映工社を存続会社、株式会社エイコーカムを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社京都映工社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

株式会社京都映工社は、販売会社として、製造子会社の株式会社エイコーカムが製造する半導体製造後工程のチップのハンドリングなど搬送まわり、チップのモールド加工などの製造装置や関連するカム、精密金属加工部品を販売いたしております。

この度、販売部門と製造部門の連携を密にし、よりの確により迅速にお客様のニーズに対応するため、両社を合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4. 共通支配下の取引等の会計処理(1)共通支配下の取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。

貸借対照表

平成 21 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,204,434	流 動 負 債	5,671,734
現金及び預金	2,156,770	支払手形	277,098
受取手形	1,165,134	買掛金	2,943,016
売掛金	2,723,827	短期借入金	1,100,000
商品	675,727	1年内返済予定の長期借入金	725,800
製品	50,694	1年内償還予定の社債	130,000
仕掛品	6,486	リース債務	11,460
原材料	19,192	未払金	163,351
前渡金	398	未払費用	73,999
前払費用	9,316	未払法人税等	27,562
未収入金	80,262	預り金	94,024
関係会社短期貸付金	334,100	賞与引当金	125,413
その他	50,538	その他	7
貸倒引当金	△68,015	固 定 負 債	2,233,419
固 定 資 産	7,404,473	社 債	550,000
有 形 固 定 資 産	1,916,630	長 期 借 入 金	1,032,200
建物	969,772	リ ー ス 債 務	13,837
構築物	93,624	繰 延 税 金 負 債	50,156
機械及び装置	331,464	再評価に係る繰延税金負債	5,300
車輛運搬具	26	退職給付引当金	530,400
工具、器具及び備品	207,995	役員退職慰労引当金	33,224
土地	311,212	環境対策引当金	15,300
建設仮勘定	2,535	その他	3,000
無 形 固 定 資 産	159,403	負 債 合 計	7,905,154
電話加入権	7,762	(純資産の部)	
ソフトウェア	149,591	株 主 資 本	6,586,159
その他	2,050	資 本 金	3,137,754
投資その他の資産	5,328,439	資 本 剰 余 金	2,343,068
投資有価証券	644,165	資 本 準 備 金	1,963,068
関係会社株式	1,689,465	その他資本剰余金	380,000
出 資 金	21,840	利 益 剰 余 金	1,260,415
長期預金	300,000	利 益 準 備 金	123,725
従業員に対する長期貸付金	15,602	その他利益剰余金	1,136,690
関係会社長期貸付金	1,856,482	別 途 積 立 金	2,640,000
長期未収入金	328,350	繰越利益剰余金	△1,503,309
長期前払費用	2,625	自 己 株 式	△155,078
差入保証金	487,309	評 価 ・ 換 算 差 額 等	87,360
敷 金	83,400	その他有価証券評価差額金	80,570
破産更生債権等	40,613	土地再評価差額金	6,789
その他	53,460	新 株 予 約 権	30,234
貸倒引当金	△194,874	純 資 産 合 計	6,703,753
資 産 合 計	14,608,908	負 債 純 資 産 合 計	14,608,908

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		27,273,599
売 上 原 価		24,097,755
売 上 総 利 益		3,175,844
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,155,634
営 業 利 益		20,209
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	80,787	
仕 入 割 引	46,420	
そ の 他	42,316	169,525
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	103,342	
社 債 利 息	2,020	
為 替 差 損	58,367	
そ の 他	24,938	188,668
経 常 利 益		1,066
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,951	
新 株 予 約 権 戻 入 益	296	2,248
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	4,140	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,121	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	695,335	
事 業 構 造 改 善 費 用	36,643	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	185,607	946,848
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△943,534
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		40,950
法 人 税 等 調 整 額		608,400
当 期 純 損 失 (△)		△1,592,884

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成20年3月31日残高	3,137,754	1,963,068	380,000	2,343,068	123,725	2,040,000	867,381	3,031,106	△154,995	8,356,932
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△177,754	△177,754		△177,754
別途積立金の積立						600,000	△600,000			—
当期純損失(△)							△1,592,884	△1,592,884		△1,592,884
自己株式の取得									△82	△82
土地再評価差額金の取崩							△51	△51		△51
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	600,000	△2,370,600	△1,770,600	△82	△1,770,772
平成21年3月31日残高	3,137,754	1,963,068	380,000	2,343,068	123,725	2,640,000	△1,503,309	1,260,415	△155,078	6,586,159

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日残高					
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△177,754
別途積立金の積立					—
当期純損失(△)					△1,592,884
自己株式の取得					△82
土地再評価差額金の取崩					△51
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△61,337	51	△61,285	12,097	△49,188
事業年度中の変動額合計	△61,337	51	△61,285	12,097	△1,819,961
平成21年3月31日残高	80,570	6,789	87,360	30,234	6,703,753

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

I. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料…移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製品…総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品…総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(会計処理の変更)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を当事業年度から適用しております。

商品・原材料の評価基準については移動平均法による原価法から移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、製品・仕掛品の評価基準については総平均法による原価法から総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、当事業年度における損益に与える影響は軽微であります。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費 …支出時に全額を費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 …従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金 …従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

役員退職慰労引当金 …役員及び業務執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

環境対策引当金 …保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、合理的に見積もることが出来る費用について、今後発生が見込まれる金額を計上しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において「PCB処理引当金」として掲記されていたものは、EDINETへのXBRL導入に伴い当事業年度より「環境対策引当金」へ科目名称を変更しております。

(6) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方法によっております。

(8) 会計処理の変更

「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する当事業年度にかかる財務諸表から通常の売買取引に係る会計処理に変更し、有形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法を採用しております。

この結果、当事業年度における損益に与える影響はありません。

また、リース取引開始日が適用初年度開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前事業年度末における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額を取得価格として取得したものととしてリース資産を計上する方法によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び

担保提供資産に
対応する債務

① 担保提供資産

土 地	4,930 千円
投資有価証券	287,002 千円
計	291,933 千円

② 担保提供資産に対応する債務

短期借入金	400,000 千円
長期借入金	694,000 千円
買掛金	310,000 千円
子会社の銀行借入金	482,703 千円
計	1,886,703 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,139,502 千円

(3) 保証債務

①NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.の 借入金	323,560 千円 (うち外債81,000千円)
②株式会社京都映工社の借入金	159,143 千円
③株式会社岸田製作所の借入金	257,540 千円
④株式会社沖縄岸田製作所の借入金	243,950 千円
⑤NHメカトロニクス株式会社の買掛金	36,720 千円

(4) 関係会社に対する	短期金銭債権	656,921 千円
金銭債権債務	長期金銭債権	2,054,127 千円
	短期金銭債務	30,656 千円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 14 年 3 月 31 日
再評価を行った土地の期末に おける時価と再評価後の帳簿 価額との差額	△490 千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売 上 高	790,000 千円
	売 上 原 価	499,675 千円
	販売費及び一般管理費	108 千円
	営業取引以外の取引高	965,500 千円

Ⅳ. 株主資本変動等計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	239,778 株
---------	-----------

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	215,130 千円
繰越欠損金	298,739 千円
賞与引当金	50,867 千円
有価証券評価損	38,608 千円
貸倒引当金	103,839 千円
減損損失	5,786 千円
その他	151,633 千円
繰延税金資産小計	<u>864,605 千円</u>
評価性引当額	<u>△864,605 千円</u>
繰延税金資産合計	- 千円

(繰延税金負債)

有価証券評価差額	<u>△50,156 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△50,156 千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△50,156 千円</u>

VI. 関連当事者に関する注記

子会社等

属性	名称	資本金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	千バツ 250,000	直接 95.97%	当社製品の販売 当社部品の購入	資金の貸付(注1)	405,539	長期貸付金	1,243,182
					利息の受取	40,371	未収入金	7,441
					株式売却代金(注2)	-	長期未収入金	300,000
					債務保証(注3)	323,560	-	-
子会社	NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.	千ドル 3,000	間接 100.00%	当社製品の販売 当社部品の購入	資金の貸付(注1)	225,000	短期貸付金	225,000
子会社	株式会社 岸田製作所	千円 15,000	直接 100.00%	当社製品の販売 当社部品の購入 役員の兼任	資金の貸付(注1)(注4)	260,000	長期貸付金及び短期貸付金	260,000
					債務保証(注3)	257,540	-	-
子会社	NLメカトロニクス株式会社	千円 50,000	直接 100.00%	当社製品の販売 当社部品の購入	資金の貸付(注1)(注4)	300,000	短期貸付金	300,000
子会社	株式会社 京都映工社	千円 5,000	直接 100.00%	当社製品の販売 当社部品の購入	債務保証(注3)	159,143	-	-
子会社	株式会社 沖繩岸田製作所	千円 9,500	間接 100.00%	当社製品の販売 当社部品の購入	債務保証(注3)	243,950	-	-

(注) 取引及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
2. 株式売却代金については、無利息としております。
3. 当社はNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.、株式会社岸田製作所、株式会社沖繩岸田製作所、株式会社京都映工社の銀行借入に対し債務保証を行っております。
4. 債務超過の子会社に対する貸付金に対し、合計114,994千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において合計114,994千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	750円88銭
-----------	---------

1株当たり当期純損失(△)	△179円22銭
---------------	----------

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式会社沖縄岸田製作所による株式会社岸田製作所の吸収合併及び商号変更

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業	株式会社沖縄岸田製作所 機械器具類の部品の製作販売
被結合企業	株式会社岸田製作所 機械器具類の部品の製作販売

② 企業結合の期日

平成 21 年 4 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

株式会社沖縄岸田製作所を存続会社、株式会社岸田製作所を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社岸田製作所

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

株式会社岸田製作所及び株式会社沖縄岸田製作所は、金属加工技術者の集団として各種機械部品の製造・販売を行ってまいりました。近年においては半導体業界向け精密研磨用治具を開発し、半導体関連素材の研磨用各種キャリアの製造・販売を中心に行ってまいりました。

当社としては、緊密な一体経営を図り、グループ戦略とリンクした販売・開発戦略を目指し、両社を合併いたしました。

なお、合併当事会社はいずれも当社の完全子会社であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併により発行する新株式はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4. 共通支配下の取引等の会計処理 (1) 共通支配下の取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。

2. NIメカトロニクス株式会社によるNHメカトロニクス株式会社の吸収合併及び商号変更

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業	NIメカトロニクス株式会社 樹脂精密部品の製造販売
被結合企業	NHメカトロニクス株式会社 樹脂精密部品の製造販売

② 企業結合の期日

平成21年4月1日

③ 企業結合の法的形式

NIメカトロニクス株式会社を存続会社、NHメカトロニクス株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

NTメカトロニクス株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

NHメカトロニクス株式会社は自動車・家電・住宅設備向けの樹脂加工品、特に小物成形品を中心に製造活動を行ってまいりました。

一方、NIメカトロニクス株式会社は、平成20年8月29日に名古屋地方裁判所に対して民事再生手続きの申立を行いました三協化学工業株式会社との間で、平成20年10月15日付けで事業譲渡契約を締結し、当該事業の譲受のために設立された会社であり、平成20年11月7日に名古屋地方裁判所より事業譲渡の許可を受けたことに伴い、平成20年12月1日付けをもって、譲受代金2億8千5百万円にて事業譲受を実行し、営業を開始しております。特に、大物成形品、外装品、モジュール品を得意としております。

当社としては、成形品事業の更なる拡大を目指して、小物から大物に至るまで、内外装を問わず、設計、組立及び加飾(塗装、鍍金、蒸着、印刷等)を含め、成形メーカーとしてお客様への総合提案と付加価値サービスの提供を実現するため、両社を合併し、合併を期に商号をNTメカトロニクス株式会社に変更いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4. 共通支配下の取引等の会計処理(1)共通支配下の取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。

3. 株式会社京都映工社による株式会社エイコーカムの吸収合併

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業	株式会社京都映工社 各種冶工具・カム設計製作
被結合企業	株式会社エイコーカム 各種冶工具・カム設計製作

② 企業結合の期日

平成 21 年 4 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

株式会社京都映工社を存続会社、株式会社エイコーカムを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社京都映工社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

株式会社京都映工社は、販売会社として、製造子会社の株式会社エイコーカムが製造する半導体製造後工程のチップのハンドリングなど搬送まわり、チップのモールド加工などの製造装置や関連するカム、精密金属加工部品を販売いたしております。

この度、販売部門と製造部門の連携を密にし、よりの確により迅速にお客様のニーズに対応するため、両社を合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4. 共通支配下の取引等の会計処理(1) 共通支配下の取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 27 日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安井金丸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木賢次 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、日邦産業株式会社の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日邦産業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 27 日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 井 金 丸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 賢 次 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日邦産業株式会社の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 58 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が監査したところに基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査役会は、会社法第362条第4項第6号の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条に定める体制」に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備された内部統制システムの状況について、監視及び検証をしました。

当監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、重要な事項の決議に立ち会い、更に取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において取締役の職務の執行状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するためのその他の体制」（会社計算規則第131条3号に掲げる事項）として「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って監査をしている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに準拠する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 21 年 5 月 29 日

日邦産業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 武居達治 ㊞

監査役 寺澤弘 ㊞

監査役 山浦和之 ㊞

監査役 石川譲史 ㊞

(注) 監査役 武居達治、寺澤弘、山浦和之、及び石川譲史は、いずれも社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する配当を重要政策のひとつとして位置づけており、業績に連動した配当を基本としつつ、併せて配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1,600,000,000円
---------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	1,600,000,000円
-------	----------------

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は88,875,600円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④ 上記の変更に伴い条数等の変更を行うものであります。
- ⑤ その他諸変更

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対照は、53頁から60頁に記載のとおりであります。

（下線は変更部分を示す）

現行定款	変更案
第1条 （条文省略）	第1条 （現行通り）
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 各種炭素製品、窯業製品の販売 (2) 粉末冶金製品及び各種金属製品の販売 (3) 電気絶縁材料及び化学製品の販売 (4) 合成樹脂成形品の製造及び販売 (5) レジャーシステム機器、設備、構築物の企画製作施工及び販売 (6) 公害、環境機器の販売 (7) 電子部品の販売 (8) 電子制御機器の製造及び販売	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 各種炭素製品、窯業製品の販売 (2) 粉末冶金製品及び各種金属製品の販売 (3) 電気絶縁材料及び化学製品の販売 (4) 合成樹脂成形品の製造及び販売 (5) レジャーシステム機器、設備、構築物の企画製作施工及び販売 (6) 公害、環境機器の販売 (7) 電子部品の販売 (8) 電子制御機器の製造及び販売

現行定款	変更案
<p>(9) コンピューターシステムのソフトウェア、ハードウェア製品の企画、開発、製造及び販売</p> <p>(10) 紡績機械部品の製造及び販売</p> <p>(11) 車輻洗浄装置の企画、開発、製造及び販売</p> <p>(12) 運搬用カートの企画、開発、製造及び販売</p> <p>(13) 電車で用バッテリーの販売</p> <p>(14) <u>第1項から第13項まで</u>に対する輸出入業務及び代理業務</p> <p>(15) 上記に附帯する一切の業務</p>	<p>(9) コンピューターシステムのソフトウェア、ハードウェア製品の企画、開発、製造及び販売</p> <p>(10) 紡績機械部品の製造及び販売</p> <p>(11) 車輻洗浄装置の企画、開発、製造及び販売</p> <p>(12) 運搬用カートの企画、開発、製造及び販売</p> <p>(13) 電車で用バッテリーの販売</p> <p>(14) <u>第1号乃至前号記載の各業務</u>に対する輸出入業務及び代理業務</p> <p>(15) 上記に附帯する一切の業務</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行通り)</p>
<p>(機関)</p> <p>第3条の2 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 取締役会 2) 監査役 3) 監査役会 4) 会計監査人 	<p>(機関)</p> <p>第3条の2 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 取締役会 2) 監査役 3) 監査役会 4) 会計監査人
<p>第4条から第6条(条文省略)</p>	<p>第4条から第6条(現行通り)</p>
<p>(株券の発行)</p>	
<p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>(2)前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第7条の2</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第7条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

現行定款	変更案
<p>3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則) 第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前号に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第11条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第11条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 当社の株主は、議決権を有する当社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 当社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録する。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第11条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第12条 (現行通り)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 当社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 当社の株主は、議決権を有する当社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 当社の株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載又は記録する。</p>

現行定款	変更案
<p>(2) <u>前項</u>の議事録は、原本を本店に10年間、その謄本を支店に5年間<u>備置く</u>。</p>	<p>(2) <u>前号</u>の議事録は、原本を本店に10年間、その謄本を支店に5年間<u>備え置く</u>。</p>
<p>第16条から第18条(条文省略)</p>	<p>第16条から第18条(現行通り)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第19条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長<u>および</u>取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役<u>および</u>取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第19条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長<u>及び</u>取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役<u>及び</u>取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第21条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役<u>および</u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第21条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役<u>及び</u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第22条から第23条(条文省略)</p>	<p>第22条から第23条(現行通り)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第24条 当会社の取締役会における議事の経過の要領<u>および</u>その結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>および</u>監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) <u>前項</u>の議事録は、その原本を本店に10年間<u>備置く</u>。</p>	<p>第24条 当会社の取締役会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令で定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役<u>及び</u>監査役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名を行う。</p> <p>(2) <u>前号</u>の議事録は、その原本を本店に10年間<u>備え置く</u>。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第25条の2 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条の2 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第26条から第32条(条文省略)</p>	<p>第26条から第32条(現行通り)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第33条 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載<u>または記録し</u>、出席した監査役がこれに記名押印<u>または電子署名</u>を行う。</p> <p>(2)前項の議事録は、その原本を本店に10年間備置く。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第33条 当社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令で定める事項については、これを議事録に記載<u>又は記録し</u>、出席した監査役がこれに記名押印<u>又は電子署名</u>を行う。</p> <p>(2)前号の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。</p>
<p>(監査役者の報酬及び退職慰労金) 第34条 当社の監査役者の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(監査役者の報酬等) 第34条 当社の監査役者の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役者の責任免除) 第34条の2 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(監査役者の責任免除) 第34条の2 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(2)当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額<u>または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(2)当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額<u>又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第35条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行通り)</p>
<p>(剰余金の配当) 第36条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当) 第36条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</u></p>
<p>(中間配当) 第37条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当) 第37条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間) 第38条 当会社の剰余金の配当金(中間配当金を含む)が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。 (2)前項の剰余金の配当金(中間配当金を含む)には、利息を付さない。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第38条 当会社の剰余金の配当金(中間配当金を含む)が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。 (2)前号の剰余金の配当金(中間配当金を含む)には、利息を付さない。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附則</u> <u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当会社においては取り扱わない。</u></p>

現行定款	変更案	
(新 設)	<u>第2条</u>	<u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって失効する。</u>
(新 設)	<u>第3条</u>	<u>この改正規定は平成21年6月29日から施行し、平成21年1月5日に遡って適用する。</u>

第3号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって現在の取締役(5名)は任期満了となります。
つきましては、経営基盤の強化をはかるため取締役を2名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	大塚 眞 治 (昭和22年 10月24日生)	昭和46年 3月当社入社 平成 2年 4月当社経営管理本部長就任 平成 3年 6月当社取締役経営管理本部長就任 平成13年 5月当社代表取締役社長就任(現任)	191,929 株
2	白崎 秋 雄 (昭和24年 11月 1日生)	昭和43年 4月当社入社 平成 4年 4月当社東京営業所長就任 平成 9年 4月当社東京営業本部長就任 平成12年10月当社執行役員東京営業本部長就任 平成13年 6月当社取締役就任 平成15年 6月当社常務取締役就任(現任) 平成18年 4月当社生産開発部門管掌就任(現任)	69,310 株
3	笹倉 健 一 郎 (昭和22年 5月 3日生)	昭和46年 4月株式会社三和銀行(現、株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成 6年 4月同行柴町支店長就任 平成 8年 4月同行永福町支店長就任 平成 9年10月同行東京公務部長就任 平成14年 5月株式会社UFJ銀行(現、株式会社三菱東京UFJ銀行) 退社 平成14年 6月当社入社管理本部長就任 平成15年 6月当社取締役管理本部長就任 平成17年 6月当社常務取締役就任(現任) 平成18年 4月当社企画管理部部門管掌就任(現任)	63,000 株
4	長 田 旬 平 (昭和29年 6月13日生)	昭和52年 4月当社入社 平成12年 4月当社関西営業本大阪営業所長就任 平成14年 4月当社商事部門営業本部営業本部長就任 平成15年 6月当社取締役就任(現任) 平成18年 4月当社営業部門管掌就任(現任)	45,600 株
5	野 澤 修 治 (昭和21年 7月29日生)	昭和46年 4月株式会社日立製作所入社 昭和61年 2月同社営業本部電子機器課長就任 平成 4年 4月同社営業本部電子機器部長就任 平成 6年 2月日立化成工業株式会社営業本部新技術開発部長就任 平成 7年 8月同社ICカード事業推進部長就任 平成13年 4月同社理事関東支店長(現、日立支店)就任 平成17年 4月当社入社商品戦略室長就任 平成17年 6月当社業務執行役員商品戦略室長就任 平成18年 4月当社営業企画室長就任 平成18年 4月当社業務執行役員半導体液晶機器事業本部長就任(現任)	28,700 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当社における地位及び担当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する 当社株式の数
6	林 一 郎 (昭和 23 年 11 月 2 日生)	昭和 47 年 4 月 日立化成工業株式会社入社 平成 16 年 4 月 同社中部支店長就任 平成 16 年 5 月 同社理事就任 平成 19 年 4 月 同社執行役就任 平成 20 年 4 月 同社営業本部副本部長兼関西支社長就任 平成 21 年 3 月 同社退社 平成 21 年 4 月 当社入社経営企画部嘱託 (現任)	-株
7	田 中 喜 佐 夫 (昭和 32 年 11 月 22 日生)	昭和 58 年 8 月 株式会社レイホー製作所入社 平成 元年 5 月 同社取締役工場長就任 平成 13 年 9 月 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成 17 年 6 月 当社取締役就任 (現任)	196,571 株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、田中喜佐夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。
- 田中喜佐夫氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社レイホー製作所の代表取締役社長を務めており、同社での豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言頂くことを期待して選任をお願いするものであります。
- 田中喜佐夫氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
- なお田中喜佐夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の日をもって4年となります。

第4号議案 監査役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって現在の監査役(4名)は任期満了となります。
つきましては、あらためて監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	松島 忠 (昭和23年 1月15日生)	昭和46年4月株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成5年7月同行王寺支店長就任 平成9年7月株式会社千里ライフサイエンスセンター出向、 代表取締役専務就任 平成14年1月株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱東京UFJ銀行) 退社 平成14年1月株式会社みどり会入社、営業部長就任 平成17年3月同社退社 平成17年8月当社入社内部監査室長就任 平成20年4月当社内部監査室嘱託(現任)	500株
2	寺澤 弘 (昭和11年 6月2日生)	昭和36年4月弁護士登録(名古屋弁護士会) 平成14年6月当社監査役就任(現任) 平成20年6月名糖産業株式会社監査役就任(現任)	17,400株
3	桜井 浩雅 (昭和33年 2月6日生)	昭和57年4月日立化成工業株式会社入社 平成8年8月同社監査役室部長代理就任 平成10年8月同社経理部部長代理就任 平成11年7月同社経理部部員(日立化成アメリカ出向) 平成16年2月同社下館事業所経理グループ経理担当部長就任 平成18年4月同社監査室長就任 平成19年6月同社取締役室長就任 平成20年6月同社経営管理室収計グループ収計担当部長就任 (現任)	-株
4	上中庸 隆 (昭和22年 12月6日生)	昭和46年4月安宅産業株式会社入社 昭和47年4月英国留学 昭和51年4月読売旅行株式会社入社 昭和56年4月松下電器貿易株式会社入社 平成10年10月パナソニック ニュージーランド株式会社 取締役経営最高責任者就任 平成15年6月松下電器産業株式会社国際関係推進室室長就任 平成19年11月同社退職 平成19年12月財団法人 海外職業訓練協会国際アドバイザー 平成21年4月同志社大学大学院商学部講師	-株

(注) 1. 監査役候補者桜井浩雅氏は、日立化成工業株式会社の収計グループ収計担当部長であり、当社と同社は産業資材の売買取引があります。監査役候補者上中庸隆氏と当社は、海外業務に係る助言及び指導並びに情報提供等を目的としたコンサルティング契約を締結しております。監査役候補者松島忠氏、寺澤弘氏2名と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 寺澤弘氏は社外監査役候補者であります。

寺澤弘氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

寺澤弘氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定による責任限度額を 100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

なお寺澤弘氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の日をもって 7 年となります。
3. 桜井浩雅氏は社外監査役候補者であります。

桜井浩雅氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与したことはありませんが、日立化成工業株式会社での知識・経験や見識等により、当社の監査を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

また、桜井浩雅氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定による責任限度額を 100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 上中庸隆氏は社外監査役候補者であります。

上中庸隆氏を社外監査役候補者とした理由は、パナソニック ニュージールランド株式会社の取締役経営最高責任者を務めた経験から同社での豊富な経験と見識を有し、また有識者としての専門的な知識等を有することから、当社の監査を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

また、上中庸隆氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定による責任限度額を 100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任する監査役 武居達治氏、山浦和之氏及び石川譲史氏の3名に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額・贈呈の時期・方法等につきましては監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
武居達治	平成14年6月 当社監査役就任（現任）
山浦和之	平成11年6月 当社監査役就任（現任）
石川譲史	平成18年6月 当社監査役就任（現任）

また、当社は平成21年5月15日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案のご承認を条件として取締役に重任する大塚眞治氏、白崎秋雄氏、笹倉健一郎氏、長田旬平氏、田中喜佐夫氏の5名及び第4号議案のご承認を条件として監査役に重任する寺澤弘氏に対し、これまでの功労に報いるため、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で打切り支給いたしたいと存じます。

ただし、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額・方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
大塚眞治	平成3年6月 当社取締役就任
	平成13年5月 当社代表取締役社長就任（現任）
白崎秋雄	平成13年6月 当社取締役就任
	平成15年6月 当社常務取締役就任（現任）
笹倉健一郎	平成15年6月 当社取締役就任
	平成17年6月 当社常務取締役就任（現任）
長田旬平	平成15年6月 当社取締役就任（現任）
田中喜佐夫	平成17年6月 当社取締役就任（現任）
寺澤弘	平成14年6月 当社監査役就任（現任）

以上

MEMO

MEMO

[第58期定時株主総会会場のご案内]

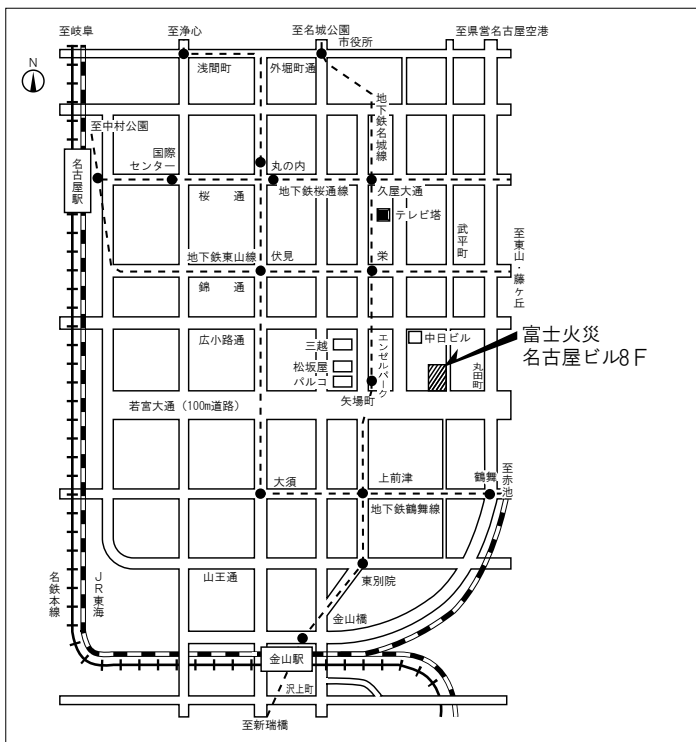
○会場：名古屋市中区栄五丁目 27 番 12 号

富士火災名古屋ビル8階 第1会議室

○交通：地下鉄—地下鉄名城線矢場町駅下車 3 番出口より
徒歩約 5 分

※ JR名古屋駅より地下鉄東山線栄駅で名城線に
乗り換え矢場町駅まで約 15 分

[会場付近略図]



○お願い

駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い
申し上げます。